

最近の判例から

(18)

マンション管理会社の破産と定期預金の返還請求

(東京高判 平一一・八・三一 判時一六八四―三九) 小林 誠吾

マンションの管理会社が、マンションの区分所有者から管理費等の管理の委託を受け、その剰余金を自己名義で定期預金した場合において、原資の内容、管理業者の取扱いの実情等の諸事情を勘案して、マンション管理組合が預金者であるとされた事例(東京高裁平成一一年八月三十一日判決 確定 判例時報一六八四号三九頁)。

一 事案の概要

マンション管理会社Aは、業者B(親会社)の分譲マンションの区分所有者と管理委託契約を締結して、管理費等の委託を受け、A名義でY銀行に定期預金をしていた。

Aは、Bの破産に伴い、平成四年一月破産宣告を受け、Xが破産管財人に選任された。

Xは、平成六年五月、Yに対し、Aの定期預金の払戻しを求めた。Yは、Aに対する貸

金債権による相殺及び弁済によって消滅したと主張した。また、管理組合Zが、本件定期預金はZに帰属するとして、その確認と返還を求めて、訴訟参加をした。

第一審(東京地判 平八・五・一〇 判例集未登載)は、本件定期預金はAが自ら預金の出捐者として定期預金契約を締結したのであるから、債権者はAであり、Yの相殺及び弁済が認められるとして、X及びZの請求を棄却した。XとZが、それぞれ控訴した。

二 判決の要旨

これに対して、裁判所は次のような判断を下した。

(1) 預金者の認定については、自らの出捐によって、自己の預金とする意思で、銀行に対して、自ら又は使者、代理人を通じて預金契約をした者が、特段の事情がない限り、

その預金の預金者であると解するのが相当である。

(2) 本件定期預金の原資である管理費等の大部分が各マンションの保守管理、修繕等の費用に充てられるべき金銭であるから、本件定期預金の出捐者はマンションの区分所有者全員である。

(3) Aも、管理費の剰余金を原資とする定期預金は、自己の預金、資産と考えず、各マンションの区分所有者、管理組合に属するものとして取り扱っており、Aが区分所有者の使者として定期預金をしたと見るのが相当である。

(4) 従って、本件定期預金の預金者はZであり、区分所有者全員に総有的ないし合有的に帰属する。

(5) よって、Zの請求を認容し、Xの請求を棄却する。

三 まとめ

マンション管理業者が管理費等を原資として自己名義で定期預金をした場合、預金者はマンションの管理業者か、管理組合か。

名義は管理業者名であるが、預金の原資は区分所有者から徴収した管理費等であり、その用途はマンションの管理修繕が予定され、

金融機関もその事情を知っているものが多い。

しかし、これまでは、預金者は管理業者であるとしてきた（東京地判 平八・五・一〇 判時一五九六一七〇、東京地判 平一〇・

一・二三 金商一〇五三二三七）。

本件判決は、諸般の事情を幅広く勘案して、管理組合が預金者であるとしたものである。その実務に与える影響は、大きいであろう。

最近の判例から

(19)

営業保証金の国債供託と償還請求権の消滅時効

(大阪地裁堺支部 平九・六・二六 判例集未登載) 小松 章剛

営業保証金を国債で供託し、償還期限到来後一〇年を経過した場合、消滅時効が完成し、供託者は償還請求をすることができないとされた事例（大阪地裁堺支部 平成九年六月二六日 判決 確定 判例集未登載）。

一 事案の概要

業者Xは、昭和五五年一二月、国債五〇万円（昭和五五年一二月二〇日発行、償還期限昭和六〇年一月二〇日）を、また、昭和五六年二月、国債二五〇万円（昭和五五年九月二〇日発行、償還期限昭和六〇年九月二〇日）

を、営業保証金として、法務局に供託した。

同国債は、平成七年一月二〇日及び同年九月二〇日、償還期限後一〇年を経過したが、Xは、同期日までに償還手続きをとらなかった。

Xは、平成八年、国（Y）に対し、国債の償還金の支払いを求めた。

Yは、消滅時効の抗弁をした。Xは、消滅時効の援用は信義則に反すると主張した。

二 判決の要旨

これに対して、裁判所は、次のような判断を下した。

(1) 本件国債は、券面上償還期限到来後一〇年で時効が完成することが明記されており、国債の発行に際し大蔵省告示で償還期限が明らかにされており、また、Xの保管していた供託書正本にも償還期限を明記されている。

(2) 従って、Xは、償還期限を知っており、また、消滅時効の完成時期も、完成前に知っていたか、容易に知り得たから、Yの消滅時効の援用が信義則に反するとはいえない。

(3) よって、Xの請求は、失当であるから、棄却する。

三 まとめ

営業保証金の供託は、国債で行われることが多いが、国債は、国債ニ関スル法律九条一項により、元本の消滅時効は一〇年とされ、会計法三二条一項により、時効の援用を要し